

議第313号

京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年11月25日提出

京都市長 門川大作

京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部を改正する条例

京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

会計年度任用職員の給与を改定する必要があるので提案する。